

岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 7 月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第59号

岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成23年岩手県条例第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(回収納付金を受け取る権利の放棄等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄し、当該求償権の放棄等を承認することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p>	<p>(回収納付金を受け取る権利の放棄等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄し、当該求償権の放棄等を承認することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第19条第4項の規定により支援決定を行った中小企業者等に係る事業の再生に関する計画</u></p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。